各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様 (岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設(障害児通所支援事業所)の 使用制限等の期間延長について

令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長することとされました。

また、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処 方針」が変更されましたが、岐阜県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を 進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に引き続き位置付けられることとなりま した。

これを受け、県内の障害児通所支援事業所に対する特措法第24条第9項に基づく施設の休業要請についても、要請期間を5月31日(日)まで延長することとしましたので、各障害児通所支援事業所におかれましては、下記により引続きご対応いただきますようお願いします。

記

1 要請内容等

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の使用制限等の期間延長について」(令和2年4月24日付け障第189号岐阜県健康福祉部長通知)にて、県から障害児通所支援事業所に対して要請している内容によります。

2 参考資料

- ・「県民の皆さまへ 〜緊急事態宣言の延長に際して〜」 (令和2年5月5日岐阜 県知事 古田 肇)
- ・「新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策 第二版」(令和2年5月5日 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係
係 長	奥 村 担 当 山 中·岩 垣
電話	058-272-1111 内 2615·2616
F A X	058-278-2643
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp